

R 6 介護保険施設等管理者研修会（集団指導）

# 事業所等への監査について

茨城県福祉部長寿福祉課

# 目次

- 1 監査の概要について・・・ P3
- 2 令和6年度監査の主な指摘事項について(茨城県)・・・ P6
- 3 【参考】令和4年度監査の概要(全国)について・・・ P8

# 1. 監査の概要について①

## 介護保険施設等監査指針 第2 監査方針（抄）

監査は、介護保険施設等の介護給付等対象サービスの内容並びに介護報酬の請求について、～（略）～ 基準に従っていないと認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は介護報酬の請求について不正を行っていると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は不正の手段により指定等を受けていると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は利用者等について高齢者虐待防止法に基づき市町村が虐待の認定を行った場合若しくは高齢者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる場合において、都道府県又は市町村が、当該介護保険施設等に対し報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該介護保険施設等に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行い、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼とする。

### 介護給付等対象サービスの質の確保 + 保険給付の適正化

#### 介護保険施設・事業者

#### 的確な把握

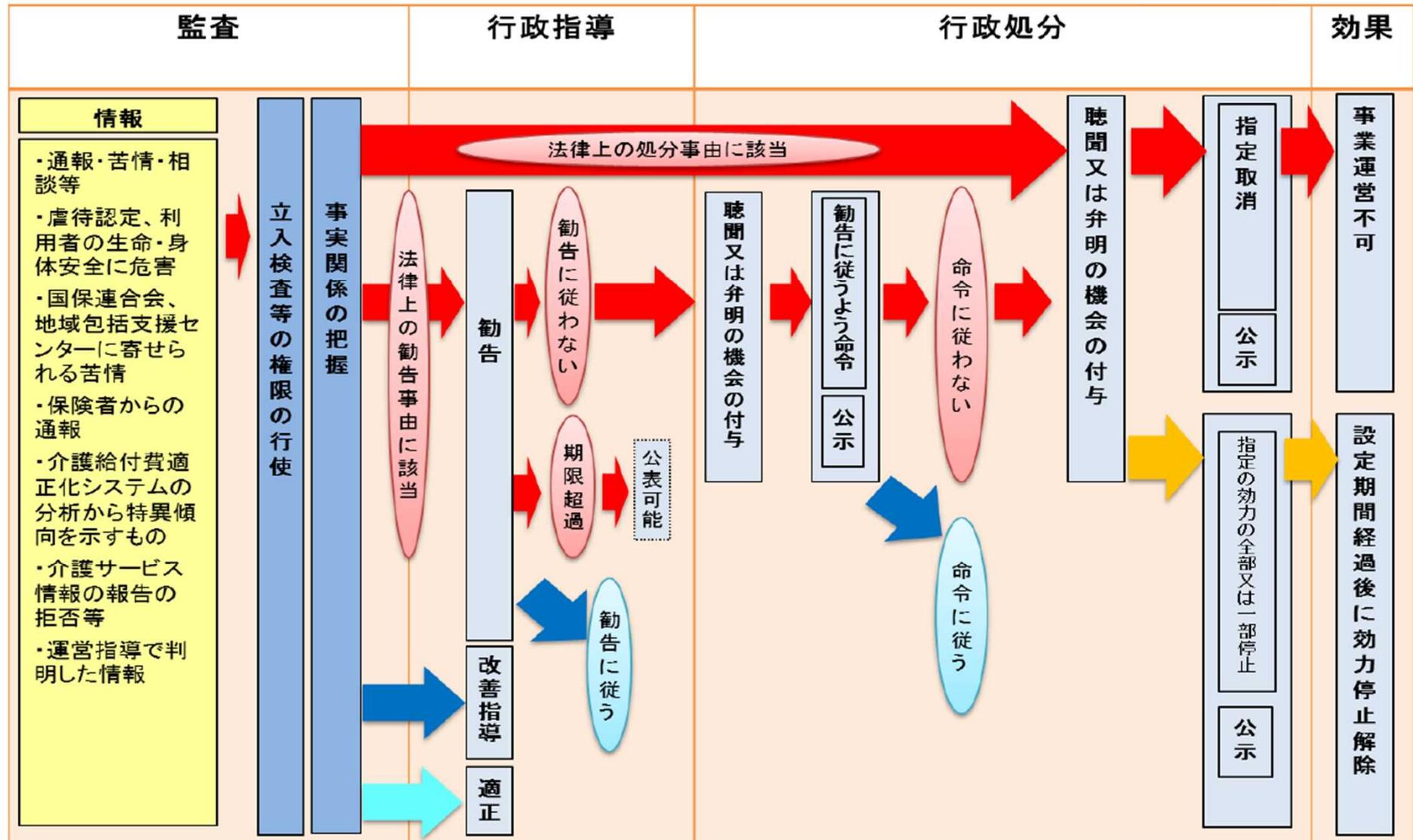
指定基準違反等（人員・運営基準違反、不正請求等）・人格尊重義務違反に関する事実関係

法律に規定する権限（立入検査等）を行使（行政調査）

#### 監査を行う契機

通報や運営指導等による指定基準違反等（人員・運営基準違反、不正請求等）・人格尊重義務違反の発見又はその疑いがある場合

# 1. 監査の概要について②



# 1. 監査の概要について③

目的	<ul style="list-style-type: none"><li>介護保険法第76条他に基づく監査</li><li>サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図る</li></ul>
監査方針	<ul style="list-style-type: none"><li>人員・運営基準違反、報酬請求に係る不正、不正の手段による指定、高齢者虐待等が認められるかその疑いがある場合は法に基づく立入検査等の権限を行使し事実関係の把握、公正かつ適切な措置をとることを主眼とする。</li></ul>
監査対象となる介護保険施設等の選定基準	<ul style="list-style-type: none"><li>通報・苦情・相談等に基づく情報、高齢者虐待等に関する情報 等に基づき監査を実施</li><li>運営指導により指定基準違反等、人格尊重義務違反が認められるかその疑いがある場合に監査を実施</li></ul>
監査方法等	<ul style="list-style-type: none"><li>指定又は許可権限がある介護保険施設等に対する監査<ul style="list-style-type: none"><li>監査の実施通知は監査開始時に通知又は通告(監査実施根拠規定、日時場所、担当者、相手方の出席者、必要な書類等、虚偽答弁等にかかる罰則規定)</li><li>都道府県知事又は市町村長から関係する自治体への情報提供、連携</li></ul></li><li>指定又は許可権限が都道府県にある介護保険施設等に対する市町村による監査<ul style="list-style-type: none"><li>監査の実施通知は監査開始時に通知又は通告(監査実施根拠規定、日時場所、担当者、相手方の出席者、必要な書類等、虚偽答弁等にかかる罰則規定)</li><li>市町村長から関係する自治体への情報提供、連携</li><li>複数市町村が関係する案件は都道府県が総合調整</li><li>市町村長が監査で基準違反等を発見した場合は都道府県知事に通知</li></ul></li><li>行政上の措置<ul style="list-style-type: none"><li>勧告(人員・運営基準違反等) ※報酬告示違反は法律上勧告事由にない。</li><li>命令(勧告に従わない場合に限る)</li><li>指定取消等</li><li>設備の使用制限等、変更命令、業務運営の勧告・命令、許可取消 (介護老人保健施設、介護医療院のみ対象)</li></ul></li><li>聴聞<ul style="list-style-type: none"><li>指定取消等(効力停止含む) 処分、許可取消処分の場合は行政手続法第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の不要を行う。(行政手続法では指定取消又は許可取消の処分は聴聞が必須)</li></ul></li><li>経済上の措置<ul style="list-style-type: none"><li>介護保険法第22条第3項の偽りその他不正の行為により報酬の支払いを受けている場合は、不正利得であり、徴収金として返還を求める。(返還となる徴収金は40%を加算)</li></ul></li></ul>
監査にあたっての留意事項	<ul style="list-style-type: none"><li>市町村が行政上の措置を行う場合の都道府県への事前の情報提供</li><li>監査及び行政措置の実施状況に関する国への報告</li></ul>

## 2. 令和5年度監査の主な指摘事項について（茨城県）

### 令和5年度監査実績（監査結果：改善指導2件）

#### 【主な指導内容①（訪問介護）】

- サービス提供責任者が訪問介護以外の事業の業務にも従事しており、常勤専従の要件を満たしていなかった。サービス提供責任者を適切に配置すること。
- 訪問介護事業者は、居宅サービス計画に沿った訪問介護を提供しなければならないが、居宅サービス計画に位置付けた日時、回数とは異なる訪問介護を提供していた。居宅サービス計画に沿った訪問介護を提供し、居宅サービス計画に沿って訪問介護を提供できない場合は、居宅介護支援事業者へ連絡を行い、居宅サービス計画の変更を行うこと。
- 実際に提供した回数を超えて訪問介護の介護報酬を請求し、受領しているものがあつた。過払いに係る介護報酬を返還すること。

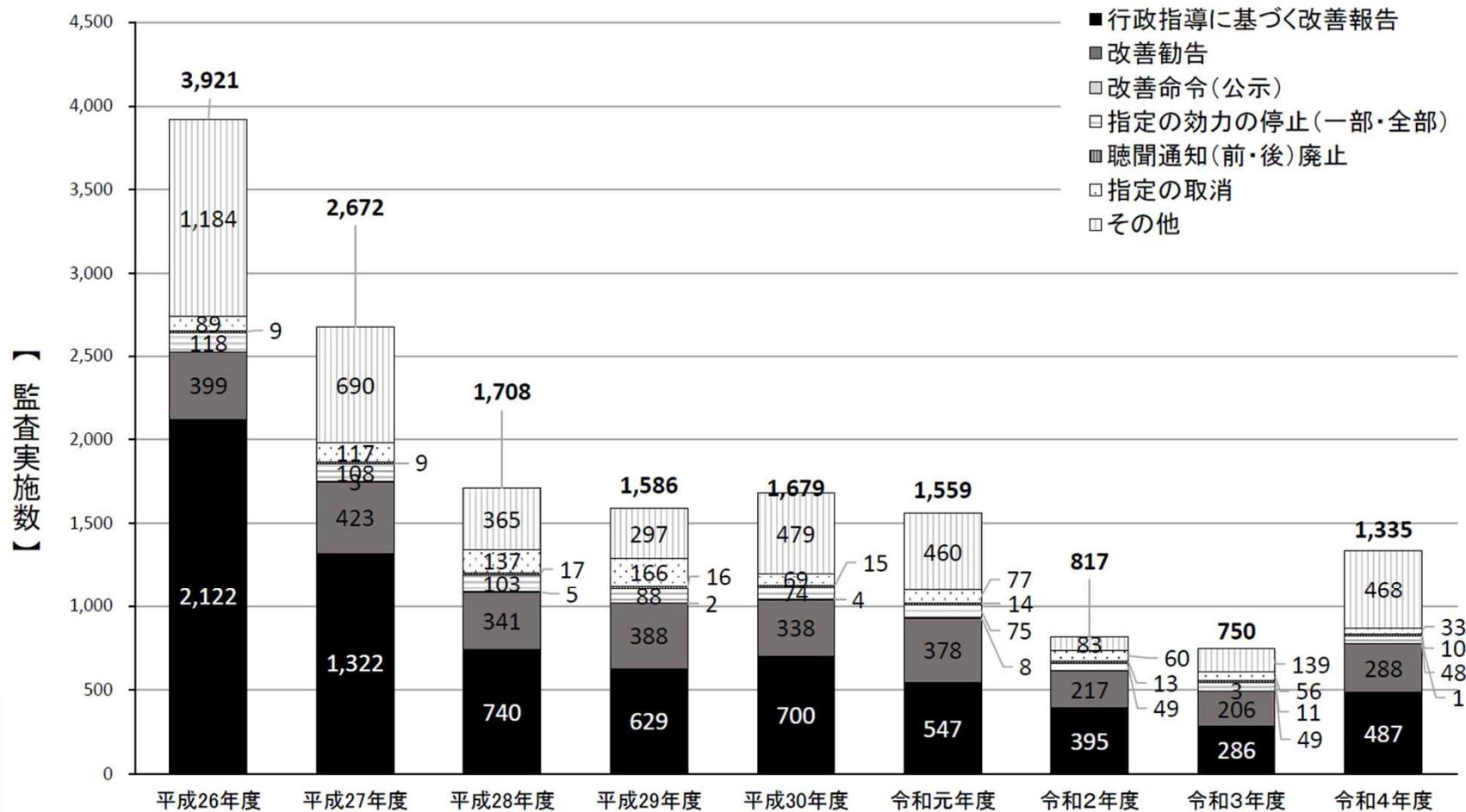
## 2. 令和5年度監査の主な指摘事項について（茨城県）

### 【主な指導内容②（特別養護老人ホーム）】

- 介護支援専門員の配置が人員基準を満たしていなかった。介護支援専門員については、入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上配置すること。
- 介護職員及び看護職員の配置が人員基準を満たしていなかった。介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上配置すること。
- 勤務割表について、職員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、職種、兼務関係が明確になっていなかった。
- 介護職員、看護職員又は介護支援専門員の員数について、人員基準欠如が発生していた期間の介護報酬は所定単位数の70%で算定すること。また、過払いとなった介護報酬を返還すること。

# 【参考】令和4年度監査の概要（全国）について

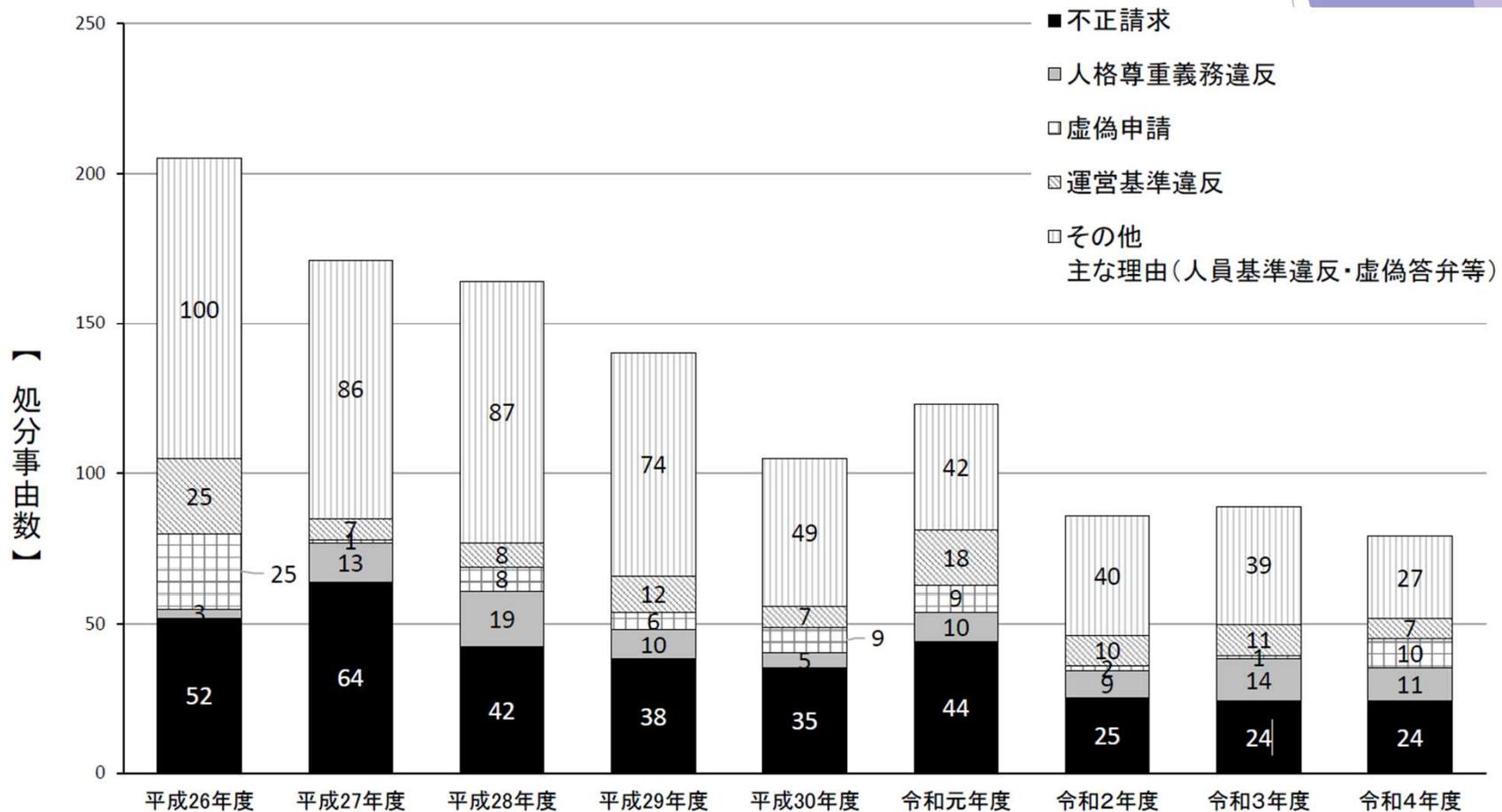
## 【監査実施事業所数・監査結果の年次推移（平成25年度～令和4年度）】



注： 1) 平成27年度以降には、介護予防・日常生活支援総合事業における指定の事業所を含む。  
 2) その他とは、監査を実施したが改善指導に至らなかった、あるいは翌年度以降に処分等を予定しているものである。

# 【参考】令和4年度監査の概要（全国）について

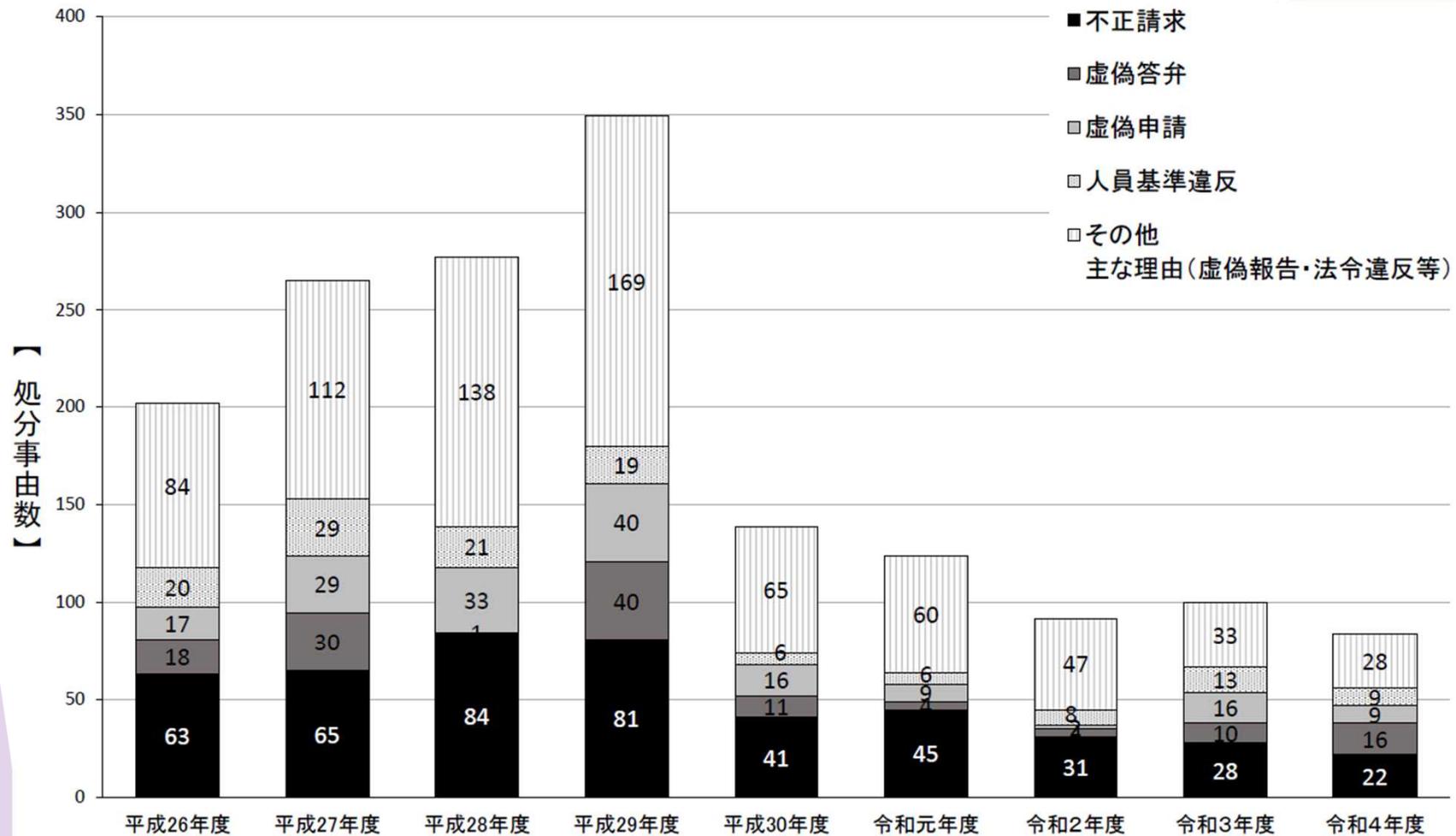
## 【指定効力停止件数の年次推移（処分事由別）（平成26年度～令和4年度）】



- 注： 1) 処分事由は令和4年度の上位4区分を抽出し、それ以外はその他としている。  
 2) 件数には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。  
 3) 平成27年度以降の件数には、介護予防・日常生活支援総合事業における指定の事業所を含む。  
 4) 複数の処分事由が該当する事業所については、処分事由ごとに計上しているため、図3～5の数字と一致しない。  
 5) 指定の効力の停止件数は、一部と全部を合算した件数である。

# 【参考】令和4年度監査の概要（全国）について

## 【指定取消件数の年次推移（処分事由別）（平成26年度～令和4年度）】



- 注：1) 処分事由は令和4年度の上位4区分を抽出し、それ以外はその他としている。  
 2) 件数には、聴聞通知後に廃止届が提出された事業所数を含む。  
 3) 平成27年度以降の件数には、介護予防・日常生活支援総合事業における指定の事業所を含む。  
 4) 複数の処分事由が該当する事業所については、処分事由ごとに計上しているため、図3～5の数字と一致しない。